

事務の方へ

FAX 送付のご案内

お手数ですが、下記の方へお渡し下さるようお願いいたします。

発信者 滋賀県公立高等学校教職員組合 〒520-0052 大津市朝日が丘一丁目11-3

Tel 077-522-4965 Fax 077-522-4978 Email sikokyo@yahoo.co.jp

送信先 高教組 各分会 御中 分会長・書記長 様

送信文書 一斉休校に伴う問題について 高校版

送信枚数 1 枚(本紙を含む)

一斉臨時休校による不利益を生じさせないために！

突然の長期休校でさまざまな問題が生じています。教員の服務に関わって以下の2点について特に緊急に県教委に要請します。現場でも2/28の文科省のQ&Aを使えるところは使って対応してください。

非常勤講師の3月分の報酬はどうなる？

労基法の休業補償の考え方や民法による民事上の支払い義務の観点、首相の「国も雇用調整助成金の特例を設け、非正規の方も含めて、休業となる方々への支援をしっかりと行ってまいります。」の言葉からも、報酬減になることはおかしい！

自分の子どもが一人で自宅にいることに。年休で休まねばならないの？

休校措置によって、自宅にいることになった自分の子ども。長期にわたって頼める祖父母も学童保育も難しい。そんな場合に、年休ではなく、特別休暇や、在宅勤務・職務専念義務免除で対応できるような緊急措置をこうじるべき！

文科省：「一斉臨時休業に関するQ&A」

Q18 休校中において、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

A 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなりますが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行っていただきたいと考えております。

なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進するようお願いいたします。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。

Q19 学校現場で任用されている非常勤講師が今回の臨時休業に伴って報酬が支払われなくなるのではないかと。

A 非常勤講師については、授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務を行うことにより、引き続き休校中においても任用することが考えられるところであり、各教育委員会において、当該非常勤講師の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら、適切な対応をお願いしたいと考えています。